

**二酸化炭素排出抑制等対策事業費補助金
(ヒートポンプを活用した低炭素型農業推進事業)の募集について(2次公募要領)**

平成28年9月

環境省地球環境局地球温暖化対策課

環境省では、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ヒートポンプを活用した低炭素型農業推進事業)を実施する者の2次募集を行います。

本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)及び「ヒートポンプを活用した低炭素型農業推進事業実施要領」(以下「実施要領」という。)に従って手続等を行っていただくこととなります。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者が提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について環境大臣の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。
- 5 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 6 補助金の応募ができる者は、別紙1に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であることとします。

公募要領目次

1. 補助金の目的と性格
2. 公募する事業の内容
3. 補助対象事業の選定
4. 応募に当たっての留意事項
5. 応募の方法について
6. 問い合わせ先

○補助事業における留意事項等について（必ずお読みください。）

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助金の経理等について
4. その他

- ・ 応募申請書【様式1】
- ・ 実施計画書【様式2】
- ・ 経費内訳【様式3】

（参考）

- ・ ハード対策事業計算ファイル
- ・ 地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック〈初版〉（平成24年7月環境省地球環境局）

1. 補助金の目的と性格

○ 本補助金は、農業法人等が低炭素型の農業を推進するためヒートポンプを導入する経費に対して、当該経費の一部を国が補助することにより、二酸化炭素の排出量を抑制することを目的としています。

○ 事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。

このため、申請においては、算出過程も含む二酸化炭素の削減量の根拠を明示していただきます。また、事業完了後は削減量の実績を報告していただくこととなります。

○ 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日環地温発第 1 6 0 3 3 0 1 号。以下「交付要綱」という。）及びヒートポンプを活用した低炭素型農業推進事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日環地温発第 1 6 0 3 2 9 1 号。以下「実施要領」という。）の規定に従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、環境省の指示に従わない場合には、交付要綱に基づき交付決定の取消の措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。（詳細は p11 「補助事業における留意事項等について」をご確認ください。）

（注意事項）

- ・ 事業開始（設備購入に係る契約や発注を含む）は、交付決定日以降となります。
- ・ 事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素削減量の把握等）の提出や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。
- ・ 補助事業で整備した財産を処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合は、あらかじめ環境大臣に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、環境省より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取り消すこともあります。

2. 公募する事業の内容

(1) 補助対象事業

農業分野の低炭素化を図るため、農業法人等が省CO₂化に取り組む計画（以下「低炭素化推進計画」という。）を策定し、当該計画に基づいて農業法人等が農業者に対してヒートポンプ設備の導入を進める事業に対し、当該設備を導入するために要する費用の一部を補助します。

(2) 補助金の交付を申請できる者

補助金の交付を申請できる者は、次のいずれかの農業法人等とします。

ア 農業協同組合連合会

イ 農業協同組合

ウ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う農事組合法人をいう。）

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）

オ 特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に基づく特定農業法人をいう。）

カ 農業公社（地方公共団体から出資を受けている法人をいう。）

キ （3）の設備をアからカにファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

※日本国内で事業を営んでいる者とする。

※ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とするアからカとの共同申請とする。また、この場合はリース料から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間を満了するまで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容である事を証明できる書類の提示を条件とする。

(3) 補助対象事業の内容

ア 補助対象設備

ヒートポンプ設備とその付帯設備（送風機等）

イ 補助要件

補助の対象となる事業は、次のすべての要件に適合したものとする。

(ア) 農業法人等が低炭素化推進計画を策定し、農業法人等が主体となって、農業の低炭素化を推進するため、農業者に対し補助対象設備の導入を行う事業であること。

(イ) 補助対象設備の導入前後において、二酸化炭素の排出量が10%以上削減すると見込まれるものであること。

(ウ) 農業法人等が農業者へ補助対象設備を貸出す場合は、当該設備の貸出しに伴う利用料金、利用期間、適切な維持管理がなされること等を定めた管理運営規定等を策定すること。

なお、農業法人等が農業者へ当該設備を貸出しする際の利用料金については、補助事業に要する経費から補助金額を除いた額を設備の耐用年数で除した金額以下とすること。

補助事業に要する経費（円）－補助金額（円）

貸出し利用料金（円／年） ≤

耐用年数（年）

※補助事業に要する経費は補助対象経費の他、補助対象事業に要する諸経費（事務費を除く）を含む。

※耐用年数は7年とする。

(エ) 本事業によりアの設備を導入した農業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間）のエネルギー使用量の削減量、二酸化炭素削減効果、ヒートポンプ設備導入による生産への影響に関するデータを、実施要領に定める様式1により農業法人等に報告すること。

ウ 補助金の交付額

アの補助対象設備の導入に係る経費の総額の1/3を上限とします。

ただし、1つの申請に係る補助金の交付申請額が100万円に満たない申請は対象とせず、交付額の上限は5,000万円とします。

エ 補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な経費のうちアの補助対象設備の購入費及び当該設備の設置と一体不可分な工事費

■補助対象とならない例

- ・消耗品
- ・既存機器等の撤去費・処分費
- ・受電設備
- ・設計費、現場調査費 等

(4) 補助事業期間

補助事業の実施期間は、単年度とします。

交付決定日以降に事業を開始し、平成29年1月31日までに事業を終了するものとします。

(5) その他

ア 低炭素化推進計画について

低炭素化推進計画は、低炭素型農業を推進するための取組内容、目標、データの収集、設備の維持管理等が記載されていること。

イ 補助対象設備の導入例について

本事業において、農業法人等が農業者にヒートポンプ設備を導入する例

- ・農業法人等が補助対象設備を購入し、これを農業者に貸出すケース。
農業法人等は、農業者に補助対象設備を貸し出す際に、利用料・利用期間・維持管理等に関して契約の締結・管理運営規程等を定めるものとする。
- ・農業法人等が補助対象設備をリース会社からリース方式により調達し、これを農業者に貸出すケース。
農業法人等は、リース会社、農業者とそれぞれ利用料・利用期間・維持管理等に関して契約の締結を行う（なお、農業者との契約にあたっては管理運営規程等を定めるものとする）。

- ・農業法人等が補助対象設備を導入する農業者をとりまとめ、補助対象設備をリース会社から農業者へ直接リースするケース
農業法人等は、農業者と維持管理等に関して覚書等契約の締結を行う。

3. 補助対象事業の選定

(1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、選定します。

(2) 審査方法

応募者より提出された実施計画等をもとに、以下の項目等について環境省において書類審査を行います。書類審査を通過した申請に関して、その後、審査委員会において、補助対象事業の二酸化炭素排出量に係る削減量や費用対効果、他の事業者への波及性等に関する審査基準に基づいて厳正な審査を行い、補助事業費の範囲内で補助事業の選定を行います。

なお、審査結果に対する御意見には対応致しかねます。審査結果より付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求めることもありますのでご了承ください。

【事務局による書類審査内容】

- ①公募要領や交付要綱に定める各要件を満たしていること。
- ②必要な書類が添付されていること。
- ③書類に必要な内容が記載されていること。
- ④事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること又は事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。

4. 応募に当たっての留意事項

(1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(2) 補助対象事業の開始

補助事業者は、交付決定を受けた後に事業を開始してください。

※交付決定後に契約、発注を行うこと。

それ以前に着手した経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

(3) 事業の完了

支払いを完了した時点をもって、補助事業の完了とします。

(4) 他の補助事業との関係

補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金及び適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）と重複する対象

費用を含めません。

国からの他の補助事業に申請している、または申請する予定の場合は、後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を超えた額の返還が必要となるので、注意してください。

5. 応募の方法

(1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、様式 1 に記載するとおりです。

なお、応募書類のうち、様式 1（実施計画書）、様式 2（経費内訳）とし、応募書類の作成に当たっては、必ず以下のホームページの電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

（HPアドレス <http://www.env.go.jp/guide/kobo.html>）

様式 1 の実施計画書については、補助対象設備であることを確認できる書類（機器仕様、図面）等を参考資料として必ず添付し、様式 2 の経費内訳については、交付要綱「別表第 2」の区分・費目・細分に従って記載してください。

また、応募者の農業法人等の概要に関する資料（パンフレット等）とともに、3.（2）④の経理的基礎に関し、直近の 2 決算期の貸借対照表及び損益計算書を添付してください。

※法人設立時期の関係で 2 期分の決算書が存在しない場合には、直近期の試算表及び 1 期分の決算書などを提出してください。

なお、審査過程において、必要に応じて電話又は電子メールにてヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、御了承下さい。

応募書類に不備・不足がある場合は、原則応募を受理しませんので、ご注意ください。

(2) 公募期間

平成 28 年 9 月 2 日（金）から 9 月 30 日（金）17 時必着

※受付期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募を受け付けませんのでご留意願います。

(3) 提出方法

（1）の書類（紙）を正 1 部、副 6 部を同封の上、郵送して下さい（ファイリングは不要ですが 2 つ穴の紐とじとしてください。）。

加えて、当該書類（正本と同じ内容）の電子データを保存した電子媒体（CD-R または DVD-R）1 部を提出してください（電子媒体には、応募事業者名を必ず記載してください。）。

○ 提出先

宛先：環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室（ヒートポン

プを活用した低炭素型農業推進事業 担当)

〒100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL:03-3581-3351(内線6762) FAX:03-3580-1382

※封筒の表に、必ず赤字で「ヒートポンプを活用した低炭素型農業推進事業応募書類在中」と記してください。

※環境省から応募者に対して応募書類を受け取った旨の連絡は致しません。配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付してください。なお、応募書類の持ち込みは受理しないので注意すること。

- 提出いただきました応募書類は、返却しませんので、写しを控えておいてください。

6. 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせは、原則として電子メールにてお願いします。その際、メール件名を「【〇〇株式会社】H28-低炭素農業推進事業」とし、括弧内に団体等の名称を記入して下さい。

<問い合わせ先>

環境省地球局地球温暖化対策課:担当 嶋田、前田

電子メールの送信先アドレス:chikyu-ondanka@env.go.jp

環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

TEL:03-3581-3351(内線6762) FAX:03-3580-1382

<問い合わせ期間>

平成28年9月2日(金)~平成28年9月28日(水)

○補助事業における留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、ヒートポンプを活用した低炭素型農業推進事業の範囲内で交付するものとし、適正化法等の規定によるほか、この補助金の交付要綱及び実施要領の定めるところによることとします。

万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により選定された事業者には、補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付要綱を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、平成29年1月31日までに行われる事業で、かつ当該期間までに支払いが完了するもの（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に領収書を環境省に提出することとする。）となります。

(2) 交付決定

提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ア 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、実施計画等）が整っており、事業が確実に行われる見込みであること。
- イ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む）の対象経費を含まないこと。
- ウ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は、交付決定を受けた後に、事業を開始することとなります。

補助事業者が他の事業者等と委託契約等を締結するにあたり注意していただきたい主な点（原則）は、次のとおりです。

- ・ 契約・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ・ 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。

3. 補助金の経理等について

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、その完了後 30 日以内又は当該年度 3 月 10 日のいずれか早い日までに補助金の完了実績報告書を環境省宛て提出していただきます。

環境省では、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知をします。

なお、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

(3) 補助金の支払い

補助事業者は、環境省から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後、環境省から補助金を支払います。

(4) 事業成果の公表

他の事業者への普及促進を目的に、成果は公表する場合があります。

(5) 取得財産の管理について

補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、適切な維持管理が講じられる必要があります。

補助事業者は、補助金受領日から 7 年以内に取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書の実施計画書及び補助金精算報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）することをいう。）しようとするときは、あらかじめ環境大臣の承認を受けることなしに処分してはなりません。

その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。

なお、取得財産等には、ヒートポンプを活用した低炭素型農業推進事業による補助事業である旨を明示しなければなりません。

(6) 不正に対する交付決定の取消し等

応募書類に虚偽の内容を記載した場合等においては、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の納付等の措置をとることがあります。

(7) 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の 3 月末までの期間及びその後の 3 年間の期間について、当該年度の翌年度の 5 月末までに当該補助事業による過去 1 年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の 3 月末までの期間）の二酸化炭素削減効果等について、実施要領に定める

事業報告書を環境大臣に提出しなければなりません。

4. その他

本補助金は、法人税法第 42 条第 1 項及び所得税法第 42 条第 1 項の「国庫補助金等」に該当するため、補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第 42 条）の適用を受けることができます。

ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られますので、別表第 1 の「区分」欄における事務費については、これらの規定が適用されません。

なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。